

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（以下「会計規程」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則（以下「会計細則」という。）、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項（別記）のとおり

2 入札保証金及び契約保証金免除

3 競争参加資格

(1) 会計細則第31条及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後三年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

(カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 文部科学省一般競争参加資格において、令和7年度（建築設備関係設計・施工管理業務）に関する参加資格を認定されている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 作業主任技術者として1級建築士若しくは建築設備士を配置予定者として配置できることを証明する書類。

(5) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対

象範囲外の者を除く。

#### 4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、当該金額の10%に相当する額を加算したときに1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた後の金額をもって落札価格とする。

#### 5 入札及び開札

- (1) 入札説明会等は、総務部財務課専門職員が随時行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別紙仕様書、契約書（案）、会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
  - ① 入札場には、競争参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
  - ② 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
  - ③ 競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - ① 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書

- ② 調達件名及び入札金額のないもの
  - ③ 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
  - ④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
  - ⑤ 調達件名に重大な誤りがあるもの
  - ⑥ 入札金額の記載が不明確のもの
  - ⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
  - ⑧ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
  - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- (11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

## 6 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

（売掛金債権の譲渡）

受注者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

## 7 その他

- (1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書及び委任状の様式は別紙のとおり。
- (3) 本件調達に関する問い合わせ先

（機 関 名） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課専門職員

（担 当） 有村

（電 話 番 号） 046（839）6820

（F A X） 046（839）6916

（メールアドレス） arimura-16@nise.go.jp

(別記)

1. 件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所設計業務

2. 契約担当役等

(1) 契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務  
理事長 中村 信一

(2) 所在地 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

3. 入札説明日時及び契約条項を示す場所

令和8年2月10日(火)～令和8年3月2日(月)

9時30分から17時00分まで(土日祝祭日を除く。)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課専門職員

4. 競争参加資格の確認のための書類の提出期限及び提出先

提出期限 令和8年3月2日(月) 12時00分

提出場所 研究管理棟1階 総務部財務課専門職員(持参又は書留郵便等の配達記録が残る郵送)

提出物

①文部科学省建築関係設計・施工管理業務認定書の写し

②作業主任技術者を指定した旨の書類。(免許状等の写し等)

③市場調査のため、参考見積書1部をあわせて提出すること。

④公的研究費の不正防止に係る誓約書(ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。)

5. 入札及び開札

令和8年3月18日(水) 11時00分

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟2階 第二会議室

6. 契約期間

令和8年3月18日から令和8年7月31日

(1) 競争参加者等は現場確認を行うことができる。但し、期限は令和8年3月2日(月) 17時00分まで(土日祝祭日を除く。)とする。

## 契 約 書 (案)

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他  
設計業務

請負代金額 金 円 (うち消費税額及び特別地方消費税額 円)

発注者 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 中村 信一  
(以下「発注者」という。)と、受注者 (以下「受注者」  
という。)との間において、上記の設計業務(以下「業務」という。)について、上記の請負  
代金額で次の条項により設計業務を締結するものとする。

ただし、代金額のうち消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法  
第72条の82及び第72条の83の規定に基づき代金に110分の10を乗じて得た額である。

第1条 受注者は信義に重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 発注者が、受注者に委託する業務の内容は本仕様書のとおりとする。

第3条 契約期間は、令和8年3月18日から令和8年7月31日までとする。

第4条 業務の実施場所は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所及び設計事務所と  
する。

第5条 設計成果物一式は、研究所総務部財務課専門職員(以下「契約係」という。)に  
送付するものとする。

第6条 請負代金の請求書は、第5条で提出した書類に基づき発注者の指定した者が行う  
検査に合格した後、契約係に提出するものとする。

2 請負代金は、発注者が受注者より適法な請求書を受取した日から40日以内に支払  
うものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。

第8条 受注者は、本契約にかかる業務の全部又は主要部分を第三者に再委託するこ  
とができない。

2 乙は、本委託の一部を再委託する場合には、事前に、再委託する業務、再委託先等  
を研究所に書面で提出し、承認を受けること。また、請負者は、守秘義務等に関して、  
本仕様書で定める請負者の債務を再委託先事業者も負うよう必要な処置を契約後速  
やかに実施し、その内容を研究所に書面で提出し、承認を得ること。なお、第三者に  
再委託する場合には、その最終的な責任を請負者が負うこと。

第9条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除するこ  
とができるものとする。

(一) 受注者が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(二) 本契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

(三) 受注者が本契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(四) 受注者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 発注者が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

キ 暴力的な要求行為があったとき。

ク 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。

ケ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。

コ 偽計又は威力を用いて財務課長等の業務を妨害する行為があったとき。

サ その他前各号に準ずる行為があったとき。

(五) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(六) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

(七) 受注者がやむを得ない事情により解約を申し立て、発注者が認めた場合

2 前項の(六)または(七)により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする10日前までに通知し、解除できるとするが、(一)から(五)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 本項の規定により契約を解除した場合においては、受注者は、実際に生じた損害の

賠償に加え、契約金額の100分の10に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 受注者が、違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者に遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払うものとする。

第10条 受注者は、作業員が故意又は過失により、発注者の所有する建物・工作物及び物品等の全部若しくは一部を滅失、毀損したときは直ちに原状に復するか、又はその損害額に相当する金額を発注者の指定する期日までに支払うものとする。

ただし、天災地変その他やむを得ない不可抗力によると発注者が認めた場合は、発注者は上記金額を免除又は減額するものとする。

第11条 業務に必要な用具類、消耗品、作業着等は、受注者の負担とする。

第12条 発注者は、作業員が業務上負傷し、又は事故等が発生した場合は、その理由のいかんを問わず一切その責に任じない。

- 2 発注者は、受注者の作業員が業務実施中において、第三者との間に惹起した事故について、一切関知しないものとする。

第13条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。
  - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合に

は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第 14 条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

第 15 条 この契約について、発注者・受注者間に疑義を生じた場合は、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第 16 条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じた場合は、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第 17 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

第 18 条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・請負者は次に記名し印を押すものとする。  
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

(発注者) 神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 1  
契約担当役  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 中 村 信 一

(受注者)

第3号様式

入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和8年3月18日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

住 所

氏 名

印

【入札書記載例 1 : 競争加入者本人が入札する場合】

第 3 号様式

入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務

入札金額 金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 8 年 3 月 1 8 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社  
代表取締役 ○○○○

代表者  
印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 2 : 代理人が入札する場合】

第3号様式

入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務

入札金額 金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和8年3月18日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社  
代表取締役 ○○○○

代 理 人 ○○株式会社  
○○支社長

代理人印

※委任状届出印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例3：復代理人が入札する場合】

第3号様式

入 札 書

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務

入札金額 金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和8年3月18日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 中 村 信 一 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社  
代表取締役 ○○○○

復代理人 ○○株式会社  
○○○○

復代理人印

※委任状届出印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

委 任 状

令和8年〇月〇〇日

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者）	住 所 社名又は商号 代表者氏名	印
------------	------------------------	---

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和8年3月18日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 1 : 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 8 年〇月〇〇日

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比 6 4  
委任者 (競争加入者) 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太



私は、野比 静 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 8 年 3 月 1 8 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第 2 電気室受電設備更新他設計業務」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人)  
横須賀市野比 6 4  
(株) 横須賀国立商事 野比 静

使用印鑑



委 任 状

令和8年〇月〇〇日

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所  
委任者（競争加入者） 社名又は商号  
代表者氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和8年3月18日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
  - 2 契約締結に関する件
  - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
  - 4 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
  - 5 契約代金の請求及び受理に関する件
  - 6 復代理人の選任に関する件

備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 2 : 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 8 年〇月〇〇日

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者 (競争加入者) 住 所 横須賀市野比 6 4  
社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記は一切の権限を委任します。

記

令和 8 年 3 月 1 8 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第 2 電気室受電設備更新他設計業務」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人) 横須賀市久里浜 7 9 - 9  
(株) 横須賀国立商事 久里浜支店  
支店長 久里浜 英樹 使用印鑑

支店長印

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
  2. 契約締結に関する件
  3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
  4. 契約に関する納入 (完了) 及び取下げに関する件
  5. 契約代金の請求及び受理に関する件
  6. 復代理人の選任に関する件

備 考

これは、参考例であり必要に応じ、適宜追加、修正等があっても差し支えないこと。

委 任 状

令和8年〇月〇〇日

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者の代理人）  
住 所  
社名又は商号  
代表者氏名

私は、  
下記の一切の権限を委任します。

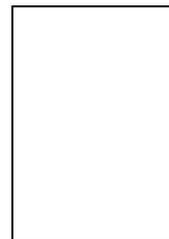
を  
の復代理人と定め

記

令和8年3月18日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受電設備更新他設計業務」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）

使用印鑑



(委任状記載例 3 : 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

令和 8 年〇月〇〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜 7 9 - 9

委任者 (競争加入者の代理人) 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里浜 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を (株) 横須賀国立商事 代表取締役 野比 伸太 (競争加入者) の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 8 年 3 月 1 8 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第 2 電気室受電設備更新他設計業務」の一般競争入札に関する件

受任者 (競争加入者の復代理人)

使用印鑑

横須賀市久里浜 7 9 - 9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

浦  
賀

備 考

(1) この場合、競争加入者からの代理委任状 (復代理人の選任に関する委任が含まれていること。) が提出されていることが必要であること。(委任状記載例 2 を参照)

別紙様式 4

誓 約 書

当社(当法人)は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社(当法人)に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

営業担当者名刺貼付箇所



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所  
理事長 宍戸 和成  
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

入札説明書交付申込書（令和8年2月10日付け公告分）

申込年月日	令和8年 月 日			
件名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受変電設備更新他設計業務			
会社名				
電話番号	( )	—	代表者氏名 (申込者)	
資格参加者の等級及び期間	等級		期間	～

入札説明書等受領書

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所  
総務部財務課契約係長 殿

(件名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所第2電気室受変電設備更新他設計業務

令和8年 月 日

上記の入札説明書一式を受領しました。

受領者 住所

会社名

受領者 印

参加資格写し  
参考見積書

名刺添付

## 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。  
（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。）

### （1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### （2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### （3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

### （4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）